



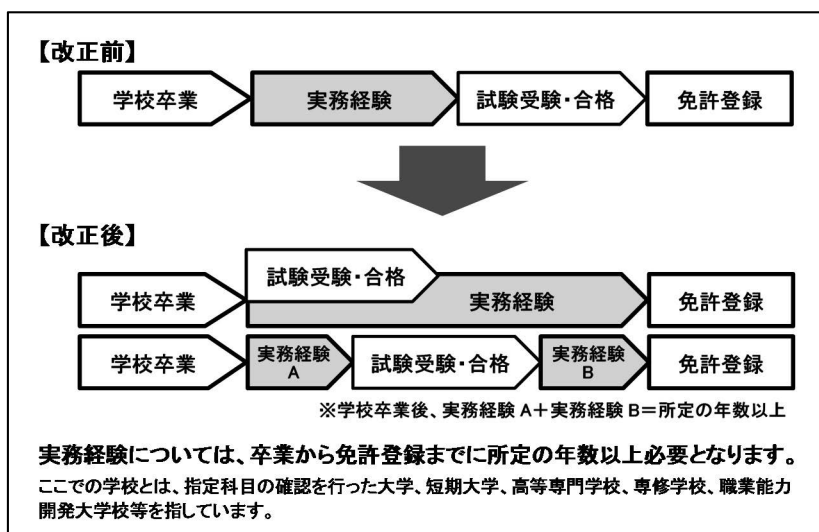
二級建築士試験及び木造建築士試験は、建築士法第13条の規定に基づいて、都道府県知事により行われるものです。試験の実施に関する事務は、建築士法第15条の6第1項の規定に基づき、都道府県知事から都道府県指定試験機関の指定を受けた公益財団法人建築技術教育普及センター（以下、「センター」という。）が行います。受験申込に関して不明な点については、センター又は住所地の都道府県ごとに設立されている一般社団法人又は公益社団法人の建築士会（以下、「都道府県建築士会」という。）へお問い合わせ下さい。

なお、二級建築士試験及び木造建築士試験は、受験資格が同じで試験日が異なることから、それぞれの受験申込手続きを行うことにより、両方の試験を受験することが可能です。

令和2年の試験から建築士法の一部改正により、受験資格等が変更になりました。

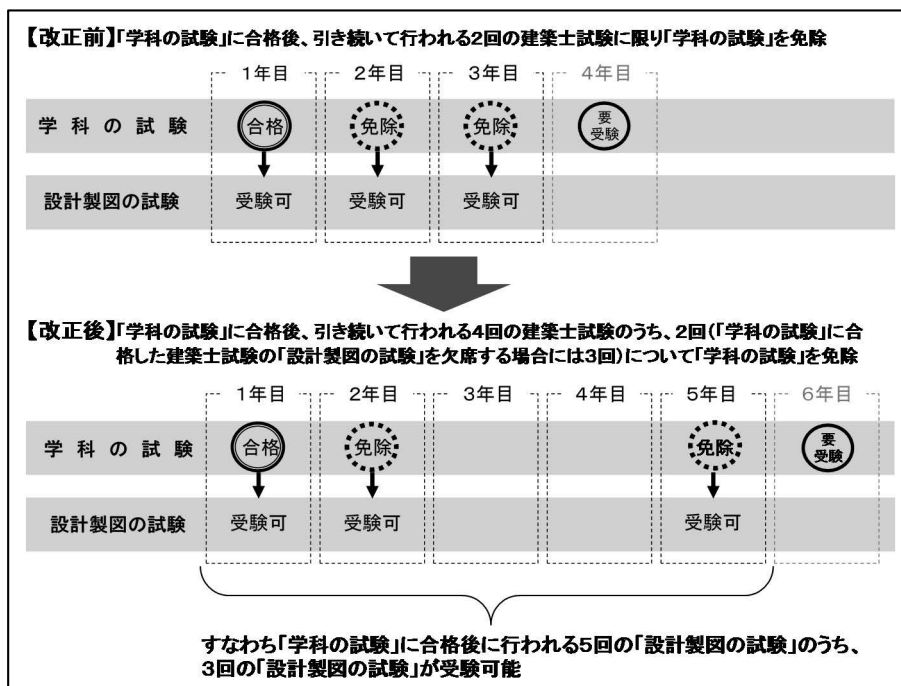
I. 建築士試験の受験資格の見直し

従来、建築士試験を受験する際の要件となっていた実務の経験が、免許登録の際の要件に改められました。これにより、一定の指定科目を修めて所定の学校を卒業した方は、卒業後すぐに建築士試験の受験が可能となります。



II. 建築士試験における学科の試験の免除期間の見直し

「学科の試験」に合格した方は、同年に行われる「設計製図の試験」に不合格となった場合、次の年から4年間にわたり実施される設計製図の試験のうち2回の受験機会が与えられます。また、同年に行われる「設計製図の試験」を欠席した場合は、3回の受験機会が与えられます。これらの受験機会を利用し「設計製図の試験」を受験する場合は、その年に行われる学科の試験は免除されます。



Ⅲ. 建築士資格に係る実務経験の対象実務の見直し

建築士資格に係る実務経験の対象実務（令和2年3月1日以降の実務）が見直されました。ただし、今回の見直しにより追加された実務については、改正建築士法の施行日（令和2年3月1日）前に行っていたとしても、実務経験としてカウントできません。施行日（令和2年3月1日）以降に行われた実務から実務経験年数にカウントされます。下線部分が今回見直しにより追加された実務です。

1. 建築物の設計に関する実務

- ・建築物の特定の部分・機能に係る設計
- ・基本計画策定に係る業務のうち、建築士事務所で行われる建築物の設計に関する図書の作成に係る業務（図書を作成するために必要となる直接的な業務を含む）
例：設計と条件整理、事業計画検討など
- ・建築士事務所で行われる標準的な設計を行う業務（単なるトレースである業務は除く）
例：事務所内部で使用する標準仕様の作成、BIM 部品の作成など
- ・解体工事に係る設計
- ・建築積算関連業務（単なる計算業務を除く）

2. 建築物の工事監理に関する実務

3. 建築工事の指導監督に関する実務

- ・法令に基づく法人による建築工事の指導監督に関する実務（単なる記録に係るものは除く）
例：住宅瑕疵担保責任保険にかかる検査業務（保険検査）、住宅性能表示制度における性能評価業務（性能評価）、独立行政法人住宅金融支援機構の適合証明業務（適合証明）、建築物省エネルギー消費性能適合性判定業務（省エネ適判）など

4. 建築物に関する調査又は評価に関する実務

- ・建築士事務所で行われる建築物に関する調査又は評価に係る業務
例：既存建築物の調査・検査、調査結果を踏まえた劣化状況等の評価、建築基準法第12条第1項に規定する定期調査・報告など

5. 建築工事の施工の技術上の管理に関する実務

- ・以下の業種区分に係る施工の技術上の管理
 - ・建築一式工事、大工工事
- ・以下のいずれも満たす工事
 - ・専門性が高く独自に施工図の作成が必要となるような工事
 - ・建築物の部分又は機能の一部に係る工事であって、建築物全体又は多くの機能（構造、設備、計画など）との関係が密接な工事
例：鉄骨工事、鉄筋工事、解体工事（4号建築物以外のものに限る）など
 - ・建築設備の設置工事に関する施工の技術上の管理の実務

6. 建築・住宅・都市計画行政に関する実務

- ・建築行政
例：建築基準法等に係る個々の建築物の審査／検査／指導／解釈／運用等に係る業務、法律に基づき行う認定・審査・判定を行う業務、建築物に係る技術的基準の策定業務など
従前：確認審査等に関する実務（建築主事及び指定確認審査機関の立場の実務）、消防長又は消防署長が同意を求められた場合に行う審査に関する業務に限定
- ・住宅行政（建築物に直接関係する業務に限る）
例：建築物の性能向上等を図る補助金の審査業務、特定空家等の調査など
- ・都市計画行政（具体的な建築物の整備等に係る業務に限る）
例：市街地再開発事業、土地区画整理事業など

7. 建築教育・研究・開発及びそのほかの業務

- ・大学院におけるインターンシップ
- ・建築士試験に係る全科目を担当可能でありかつ設計製図を担当する建築教育の教員の業務
- ・建築物に係る研究（ただし査読を経て学会誌に掲載等されるなど、第三者による一定の審査を経て公表等されるものに限る）
- ・建築士事務所で行われる既存建築物の利活用検討・維持保全計画策定の業務（ただし、建築物に直接関係する業務に限る）

本年の試験から「実務経歴書」・「実務経歴証明書」の書式が変更になります。令和元年（平成31年）までの書式は認められませんので、ご注意下さい。なお、書式は、センターのホームページからダウンロードできます。

〈実務経験の記載に関する注意〉

建築士試験の受験申込において、受験資格に必要な実務経験がないにも関わらず、勤務実態のない会社での建築実務経歴を記入し、加えて、その会社に所属する建築士を実務経歴証明者とした不正な申込が発生しています。不正申込が発覚した場合、その者は、合格の取消し（合格していた場合）、その他一定期間の受験禁止等の処分が行われます。また、虚偽の実務経歴の証明をした建築士は処分を受けることがあります。不正な申込は絶対行わないよう重ねて注意します。

受験申込書の配布・受付期間、試験日当日等において、勧誘、教材の販売・配布等を行う業者とは、センターは一切関係ありません。

令和2年試験の概要について

1. 試験の構成

「学科の試験」と「設計製図の試験」が行われ、「設計製図の試験」は「学科の試験」に合格しなければ受験することができません。なお、平成30年又は令和元年試験の「学科の試験」に合格した方は、本人の申請により、本年試験の「学科の試験」が免除されます。受験申込は、「学科の試験から」の場合と「設計製図の試験のみ（「学科の試験」が免除）」の場合で異なりますので、十分ご注意ください。

2. 受験資格

「学歴のみ」「学歴+実務」「実務のみ（建築実務7年以上）」「建築設備士」の4つのうち、いずれかの要件が必要です。詳細は、センターのホームページにて確認して下さい。

3. 試験日及び時間割

(1) 「学科の試験」

試験の種類	試験日	時間割	
二級建築士試験	7月5日(日)	9:45～10:10(25分)	注意事項等説明、法令集チェック
		10:10～13:10(3時間)	学科Ⅰ(建築計画)及び学科Ⅱ(建築法規)
		(1時間)	休憩
木造建築士試験	7月12日(日)	14:10～14:20(10分)	注意事項等説明
		14:20～17:20(3時間)	学科Ⅲ(建築構造)及び学科Ⅳ(建築施工)

(注) 学科の試験で「学科Ⅰ・Ⅱ」を欠席した方は、「学科Ⅲ・Ⅳ」の受験を認めません。

(2) 「設計製図の試験」

試験の種類	試験日	時間割	
二級建築士試験	9月13日(日)	10:45～11:00(15分)	注意事項等説明
木造建築士試験	10月11日(日)	11:00～16:00(5時間)	設計製図

(注) 「学科の試験」及び「設計製図の試験」の解答に当たり、適用すべき法令については、令和2年1月1日現在において施行されているものとします。

4. 受験申込書の配布

1) 郵送による配布 (1名1部。ただし、異なる試験種別又は申込区分で受験する方は各1部を同時に請求することは可。)

請求期間：令和2年3月9日(月)午前10時～3月19日(木)午後5時

配布期間：令和2年3月16日(月)～3月27日(金) (着払いにより郵送します。)

請求方法：①センターのホームページからインターネットにより請求

②FAXで下記へ請求(氏名、送付先住所、電話番号、試験種別・申込区分を明記。)

(公財)建築技術教育普及センター 受験申込書配布係 FAX:03(6809)5862

2) 受付窓口における配布

配布期間：令和2年3月16日(月)～4月13日(月) (ただし、土・日曜日、祝日は除く。また、4月11日(土)、12日(日)は受験申込書の受付を行う所定の受付会場に限って配布を行います。)

配布時間：午前9時30分～午後5時 (ただし、4月13日(月)は午前9時30分～午後4時)

配布場所：受験する都道府県の配布場所を受領して下さい。(4頁参照)

5. 受験申込書の受付 詳細はセンターのホームページにて確認して下さい。

受験申込書の受付については、以下の3つの方法があります。受験申込に必要な書類等は、「受験の区分」「受験資格の区分」「受付方法」によって異なりますので、事前に確認のうえ、受付期間に間に合うよう、準備して下さい。

1) 郵送による受付

受付期間：令和2年3月25日(水)～3月31日(火) (締切日の消印のあるものまで有効)

郵送方法：センター指定の封筒を使用し、必ず簡易書留郵便で、(公財)建築技術教育普及センター本部へ郵送して下さい。

2) 受付場所における受付

受付期間：令和2年4月9日(木)～4月13日(月) (土・日曜日を含む。)

※都道府県庁所在地等に設ける受付会場で上記の5日間の受付を行うほか、一部の都道府県については、その他の地域に上記期間のうち、1日～3日間の受付会場を設けています。

受付時間：午前10時～午後5時

受付場所：住所地の都道府県建築士会が指定する場所

3) インターネットによる受付

インターネットによる受験申込については、平成16年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験した方で、試験の申込に必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている方に限り行うことができます。

受付期間：令和2年4月13日(月)午前10時～4月20日(月)午後4時

6. 受験手数料 18,500円 (他に、払込の事務手数料が必要です。)

一旦納付された受験手数料は、センターの責により試験を受けることができなかつた場合を除き、返還されません。

7. 受験票の発送日 令和2年6月12日(金)頃

8. 設計製図の課題の発表 令和2年6月10日(水)頃からセンターのホームページにおいて公表します。

9. 合格者の発表日 (予定)

	合格者の発表日	
	「学科の試験」	「設計製図の試験」
二級建築士試験	令和2年8月25日(火)(予定)	令和2年12月3日(木)(予定)
木造建築士試験	令和2年9月8日(火)(予定)	